

国立研究開発法人海洋研究開発機構の中長期目標・中長期計画 新旧対照表

第 4 期 (新)	第 4 期 (旧)
<p><中長期目標></p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>国際的な状況をみると、「持続可能な開発目標 (SDGs)」(平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット)や G7 伊勢志摩サミット首脳宣言(平成 28 年 5 月)、G7 科学技術大臣会合つくばコミュニケ(平成 28 年 5 月)、更には持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年(2021~2030)(平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議)において、海洋・海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。また、国際社会における北極域の重要性に鑑み、2016 年より北極科学大臣会合が開催されており、<u>2021 年度</u>の第 3 回会合は日本開催が予定されている。</p> <p>II 中長期目標の期間 機構の当期の中長期目標の期間は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日までの 7 年間とする。</p> <p>III 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. 海洋科学技術における中核的機関の形成 (1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等 (略) 機構の研究開発活動を活性化させ、その成果を更に発展させて社会へと還元していくために、種々の国のプロジェクトへ積極的に参画していくとともに</p>	<p><中長期目標></p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>国際的な状況をみると、「持続可能な開発目標 (SDGs)」(平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット)や G7 伊勢志摩サミット首脳宣言(平成 28 年 5 月)、G7 科学技術大臣会合つくばコミュニケ(平成 28 年 5 月)、更には持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年(2021~2030)(平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議)において、海洋・海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。また、国際社会における北極域の重要性に鑑み、2016 年より北極科学大臣会合が開催されており、<u>2020 年度</u>の第 3 回会合は日本開催が予定されている。</p> <p>II 中長期目標の期間 機構の当期の中長期目標の期間は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から平成 38 年(2026 年)3 月 31 日までの 7 年間とする。</p> <p>III 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. 海洋科学技術における中核的機関の形成 (1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元の推進等 (略) 機構の研究開発活動を活性化させ、その成果を更に発展させて社会へと還元していくために、種々の国のプロジェクトへ積極的に参画していくとともに、</p>

第 4 期 (新)	第 4 期 (旧)
<p>に、民間資金等の外部資金の積極的な導入を進める。<u>さらに、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（成果活用事業者）に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとする。</u></p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務運営を図るため、高い専門性、俯瞰力、リーダーシップ等を持った多様な人材の確保及び育成に取り組む。特に、クロスアポイントメント制度等の活用を図ることで、優秀な研究者等を国内外から積極的に確保する。また、適材適所の人員配置や、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇を行うとともに、多様化した働き方に対応するため、職場環境の維持・向上に努め、生産性向上を図る。<u>なお、機構における人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</u></p> <p><中長期計画></p> <p>前文 (略)</p> <p>国際的な状況としては、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）や G7 伊勢志摩サミット首脳宣言（平成 28 年 5 月）、G7 科学技術大臣会合つくばコミュニケ（平成 28 年 5 月）、更には持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030）（平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議）において、海洋・海洋資源の管理・保全・持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。</p>	<p>民間資金等の外部資金の積極的な導入を進める。</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務運営を図るため、高い専門性、俯瞰力、リーダーシップ等を持った多様な人材の確保及び育成に取り組む。特に、クロスアポイントメント制度等の活用を図ることで、優秀な研究者等を国内外から積極的に確保する。また、適材適所の人員配置や、職員のモチベーションを高めるよう適切な評価・処遇を行うとともに、多様化した働き方に対応するため、職場環境の維持・向上に努め、生産性向上を図る。</p> <p><中長期計画></p> <p>前文 (略)</p> <p>国際的な状況としては、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成 27 年 9 月、国連持続可能な開発サミット）や G7 伊勢志摩サミット首脳宣言（平成 28 年 5 月）、G7 科学技術大臣会合つくばコミュニケ（平成 28 年 5 月）、更には持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030）（平成 29 年 12 月、第 72 回国連総会決議）において、海洋・海洋資源の管理・保全・持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。</p>

第 4 期 (新)	第 4 期 (旧)
<p>また、国際社会における北極域の重要性に鑑み、2016 年より北極科学大臣会合が開催されており、<u>2021 年</u>の第 3 回会合は日本開催が予定されている。</p> <p>I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進</p> <p>(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発</p> <p>② 海洋調査プラットフォームに係る先端的基盤技術開発と運用</p> <p>機構の研究開発成果の最大化や「SIP 革新的深海資源調査技術」等の国等が推進する事業に資するため、海洋調査プラットフォームに係る技術開発、改良（機能向上及び性能向上）、保守・整備、運用を実施し、調査・観測能力の維持・向上を図る。特に、7,000m 以深の海域や複雑な地形の海域さらに地震や火山活動が活発な海域や熱水噴出域等は上述の研究課題の重要な研究対象域であり、このような海域での調査・観測の安全性や精度の向上、効率化が重要である。</p> <p>2. 海洋科学技術における中核的機関の形成</p> <p>(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ提供等の促進</p> <p>2. 海洋科学技術における中核的機関の形成</p> <p>(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元等の推進等</p> <p>① 国内の産学官との連携・協働及び研究開発成果の活用促進</p> <p>(略)</p> <p>さらに、地方公共団体が主体となり推進する各地域における海洋産業振興施</p>	<p>また、国際社会における北極域の重要性に鑑み、2016 年より北極科学大臣会合が開催されており、<u>2020 年</u>の第 3 回会合は日本開催が予定されている。</p> <p>I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進</p> <p>(5) 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発</p> <p>② 海洋調査プラットフォームに係る先端的基盤技術開発と運用</p> <p>機構の研究開発成果の最大化や「SIP 革新的深海資源調査技術」等の国等が推進する事業に資するため、海洋調査プラットフォームに係る技術開発、改良（機能向上及び性能向上）、保守・整備、運用を実施し、調査・観測能力の維持・向上を図る。特に、7,000m 以深の海域や複雑な地形の海域さらに地震や火山活動が活発な海域や及び熱水噴出域等は上述の研究課題の重要な研究対象域であり、このような海域での調査・観測の安全性や精度の向上、効率化が重要である。</p> <p>2. 海洋科学技術における中核的機関の形成</p> <p>(2) 大型研究開発基盤の供用及びデータ等提供の促進</p> <p>2. 海洋科学技術における中核的機関の形成</p> <p>(1) 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元等の推進等</p> <p>① 国内の産学官との連携・協働及び研究開発成果の活用促進</p> <p>(略)</p> <p>さらに、地方公共団体が主体となり推進する各地域における海洋産業振興施</p>

第 4 期 (新)	第 4 期 (旧)
<p>策、人材育成施策等との連携・協働を一層深化させ、民間企業等との連携施策の結実を目指した活動を着実に推進する。</p> <p><u>加えて、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号)に基づき、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(成果活用事業者)に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとし、機構の成果の一層の普及を図る。</u></p>	<p>策、人材育成施策等との連携・協働を一層深化させ、民間企業等との連携施策の結実を目指した活動を着実に推進する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 予算、収支計画、資金計画</p> <p>(1) 予算(中長期計画の予算)</p> <p>平成 31 年度～<u>令和 7 年度</u>(2019 年度～2025 年度) 予算</p> <p>(2) 収支計画</p> <p>平成 31 年度～<u>令和 7 年度</u>(2019 年度～2025 年度) 収支計画</p> <p>(3) 資金計画</p> <p>平成 31 年度～<u>令和 7 年度</u>(2019 年度～2025 年度) 資金計画</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 予算、収支計画、資金計画</p> <p>(1) 予算(中長期計画の予算)</p> <p>平成 31 年度～<u>平成 37 年度</u>(2019 年度～2025 年度) 予算</p> <p>(2) 収支計画</p> <p>平成 31 年度～<u>平成 37 年度</u>(2019 年度～2025 年度) 収支計画</p> <p>(3) 資金計画</p> <p>平成 31 年度～<u>平成 37 年度</u>(2019 年度～2025 年度) 資金計画</p>
<p>Ⅳ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 国民からの信頼の確保・向上</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 <u>140</u> 号)に則り、情報提供を行う。</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>海洋科学技術により、社会的・政策的課題に対応するため、人材の質と層の向上に寄与する取組や、国内外からの優秀な人材の確保を推進する。また、職員</p>	<p>Ⅳ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 国民からの信頼の確保・向上</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 <u>145</u> 号)に則り、情報提供を行う。</p> <p>2. 人事に関する事項</p> <p>海洋科学技術により、社会的・政策的課題に対応するため、人材の質と層の向上に寄与する取組や、国内外からの優秀な人材の確保を推進する。また、職員</p>

第 4 期 (新)	第 4 期 (旧)
<p>のモチベーション向上や、多様化した働き方に対応するための環境整備に努める。<u>なお、機構の人材確保・育成については、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号) 第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</u></p>	<p>のモチベーション向上や、多様化した働き方に対応するための環境整備に努める。</p>